

福井県立大学生物資源学研究科生物資源学専攻
学部学生の大学院授業科目の履修（早期履修）実施要領

（対象学生）

1 進学を志望する専攻が定める要件を満たす者は、原則として、卒業の要件となる単位（卒業論文に係る単位を除く。）を修得している者。または、履修を届け出た学年終了後に、卒業の要件となる単位（卒業論文に係る単位を除く。）を修得できる見込みがあると学部教授会で認められた者とする。

（申請）

2 早期履修を希望する者は、原則として、履修しようとする年度の始めの1月前（2月末日）までに大学院授業科目早期履修申請書（様式第1号）を所属学部の長に提出する。ただし、本専攻への進学が決定したものについては、合格発表から1週間以内に大学院授業科目早期履修申請書（様式第1号）を所属学部の長に提出する。

（履修の許可）

3 研究科の長は、早期履修を希望する者の所属学部の長の推薦に基づき、研究科教授会による審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとする。

（対象授業科目）

4 早期履修できる授業科目は、研究科が定めた別表のとおりとする。

（履修科目の上限）

5 3により履修を許可された者（以下、「早期履修者」という。）が、学士課程の在学中に、早期履修できる単位数は、合計で10単位を超えることはできない。

（履修科目の決定）

6 早期履修者は、履修しようとする年度の開講期の始めに大学院授業科目早期履修登録申請書（様式第2号）を当該研究科の長に提出する。研究科の長は、本申請に基づき、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとする。

（授業科目修了および単位の授与ならびに修得した単位の取扱い）

7 授業科目修了の認定および単位の授与ならびに修得した単位の取扱いについては、福井県立大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する要領第8条および第9条の規定を適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から実施する。

附 則

この要領の（申請）2のただし書きの規定については、令和8年度福井県立大学大学院博士前期課程第1次募集合格者から適用する。

別表 生物資源学研究科生物資源学専攻 授業科目

授業科目	単位数	備考
植物分子生物学	2	
応用分子細胞生物学	2	
遺伝資源学	2	
生物生産環境学	2	
微生物機能学	2	
食品機能化学	2	
食品機能化学	2	
構造生物学	2	
生体機能分子工学	2	
生物進化学	2	
地球環境史学	2	
実践育種学	2	
実践園芸学	2	